

# ユダヤ人とキリスト教徒は「同じ神の民」か？

—ラインラント福音主義州教会決議の 35 年—

加 納 和 寛

## はじめに

1980 年、ドイツの伝統的かつ主要なプロテスタント教会（教団）の一つであるラインラント福音主義州教会（Evangelische Kirche im Rheinland、以下、EKiR と略）は同年の教会総会において「キリスト教徒とユダヤ教徒の関係改善のために（Zur Erneuerung des Verhältnisses von Christen und Juden、単にラインラント総会決議：Die rheinische Synodalbeschluss と呼ばれることも多い。以下、RSB と略）」と題する宣言を採択した。ドイツ語原文で 850 単語あまりの RSB であるが、これに対する反響は決して小さなものではなく、全ドイツのキリスト教界および他の領域にも波紋を及ぼした。その後、採択から 35 年を経た 2015 年現在に至るまで周期的に反省が行われているのみならず、世界情勢の変化等に際して度々想起され、諸方面に影響を与え続けている。

本論文では採択から 35 年目を経た現在の視点から、RSB の内容を改めて精査するとともに、成立史、影響史、反省史を通してキリスト教教理文書としての RSB の妥当性と将来的意義を、EKiR 及びドイツのキリスト教界から距離を持つ立場にある論者の視点から考察する。

## 1. 戦後ドイツのプロテスタント教会と「ユダヤ人問題」

RSB の内容に言及する前に、そのさまざまな背景について概観しておきたい。

まず RSB を採択した EKiR とは、2015 年現在ドイツに 20 ある州教会（Landeskirche）の一つである。州教会とは、もともと 1871 年のドイツ統一以前の領邦国家分立時代にそれぞれの領邦の国教会だったものが、統一後の連邦国家制度のもとで引き続きドイツ帝国を構成する諸国の国教会として存続し、さらに 1919 年のヴァイマル共和制発足に伴い、皇帝と帝国構成諸国の君主が一斉に退位して国家及び州ともすべて共和制に移行したのを機に国教会としての地位を失ったあとも、新しく定められたいわゆるヴァイマル憲法によって特別な権利と責任を負う伝統宗教として、自治体の税

ユダヤ人とキリスト教徒は「同じ神の民」か？

務署による教会税の代理徴収や公立学校での宗教教育などの特権を認められているプロテスタント諸教会であり、このあり方は1945年の第二次世界大戦におけるドイツ敗戦と東西分断後はドイツ連邦共和国（旧西ドイツ）においてはほとんどそのまま継承され、ドイツ民主共和国（旧東ドイツ）においても社会主義体制の圧力のもとで制限が加えられつつも相当程度存続され、1990年のドイツ再統一後は旧西ドイツでのあり方が旧東ドイツ地域にも適用されることにより、2015年現在まで継続している。ただしそれぞれの教会の領域は、旧領邦国家の版図や、プロイセン王国時代の教会管区（Provinz）が出发点である一方、特に第二次世界大戦後から現在に至る人々の教会離れに伴う財政や教会員の規模縮小に伴って州教会同士の統合が進んだこともあって、過去のヴァイマル共和制においても、また現在のドイツ連邦共和国においても行政上の州（Land）とは必ずしも一致しない。特にEKiRの場合、もともとはウィーン体制（1919年）に伴って当時のプロイセン王国に併合されたライン川中流地域の複数の領邦における諸教会が再編されてプロイセン領邦教会ラインラント＝ヴェストファーレン管区とされたのを始まりとするが、現在のドイツ連邦共和国におけるEKiRの領域は、行政上はノルトライン＝ヴェストファーレン州の西側部分、ラインラント＝プファルツ州の一部分、ザールラント州の大部分、ヘッセン州の一部分にまたがるという複雑な様相を呈している。

また教派的特徴に関して見ると、当時の神聖ローマ帝国に含まれる地域では1555年のアウクスブルク宗教和議によって、当時300以上存在した領邦がローマ・カトリック、ルター派、改革派のいずれかを領主が選択する、いわゆる「領主の宗教が領邦の宗教（*cuius regio, eius religio*）」によってそれぞれの領邦教会が一つの教派を選択したが、その後の度重なる戦争などによる領地の変遷、領主の婚姻相続による領邦の統合や同君連合の形成、さらにはウィーン体制によって300以上から30あまりへの領邦へと再編成されたことによって、領邦教会もその度に再編の波にさらされ、さらにプロイセン王国においては政治的動機によるルター派と改革派の合同などもあり、あるいは第二次世界大戦後の州教会の合同と再編において異なる教派の州教会同士が自主的に合同するなどしたため、教派は合同派、ルター派、改革派のいずれかであることが多い一方で、それぞれの伝統の相違からその実態は一樣ではない。EKiRの場合、現在のドイツの大半の地域がルター派が優勢であるのに対し、この地域はドイツでは少数派である改革派が優勢であったために、ウィーン体制によってプロイセン王国の版図に入れられた際もプロイセン領邦教会が政治的意図から中央集権的な監督制に再編された中で、唯一改革派的な合議制の管区として認められ、後に第二次世界大戦敗戦により旧プロイセン州が分割再編されたのを機に、独立した州教会となったのであるが、現在は合同派、ルター派、改革派のいずれの各個教会であってもEKiRの構成

教会であることが認められている。

このような EKIR の歴史において RSB と深く関係のある要素を挙げるならば、おもに以下の 2 点が挙げられよう。

1. EKIR 内で優勢である、改革派の伝統を持つ各個教会は、もともとは国教会ではない自由教会であった。諸領邦からの認可は受けていたものの、自主的に組織した長老制の合議機関によって連携し、自主独立の精神が強いものであった。しかしナポレオン率いるフランス軍によってドイツ中西部がフランスの支配下となると、傀儡国家として 1806 年に成立したベルク大公国において、自由教会であった改革派教会は強制的に国教会に編入させられた。しかし改革派教会側は最大限の抵抗を行い、国教会にありながらも各個教会の改革派的伝統、すなわち長老制による教会の合議的運営や、監督の任命に依らず、各個教会の長老会が牧師を招聘する権利などを確保することに成功し、これらのあり方はナポレオンの覇権消滅によってこの地域がプロイセン王国に編入され、既述のようにプロイセン領邦教会ラインラント＝ヴェストファーレン管区となったあとも維持された。ドイツの諸教会の中では特徴的と言ってよい、この自主独立の精神が、後述の告白教会運動につながっていくことになり、戦後の EKIR へも受け継がれ、ドイツにおける他の州教会に先駆ける形で RSB が採択された原動力の一つになったと考えられる。

2. 1933 年に A・ヒトラー (Adolf Hitler, 1889-1945) 率いる国家社会主義ドイツ労働者党 (以下、ナチスと略) が国家権力を掌握すると、彼らに同調するドイツ・キリスト者 (Deutsche Christen) と呼ばれる人々がそれぞれの地域の州教会の「乗っ取り」を開始した。彼らは決して伝統的なプロテスタント教会において多数派であったわけではないが、暴力を含むあらゆる手段を用いて州教会総会などの教会会議や管理部門の多くを掌握することに成功し、それによってドイツのプロテスタント教会全体および各個教会をナチスの理念によって支配しようとした。しかし EKIR 内の改革派の伝統を保持する各個教会の多くは、前述の自主独立の精神を拠り所として、ドイツ・キリスト者に乗っ取られた州教会当局から発せられた、ナチスの理念に基づく様々な命令を拒絶し、むしろナチスに正面から反対する「告白教会 (Bekennende Kirche)」と呼ばれる地方単位および全ドイツ規模の自主的連絡機関を組織し、その中心的役割を担った<sup>1)</sup>。

第二次世界大戦の敗戦によるナチス政権の崩壊とともに、全ドイツのキリスト教の

1 1934 年に全ドイツ規模の第一回告白教会会議 (Bekennnissynode) は、EKIR の版図における大都市の一つであるヴッパータール市バルメン地区にある、改革派のゲマルケ教会で開催された。また告白教会会議は独自の改革派神学校を設立したが、2つのキャンパスのうち一つは同じヴッパータール市に設置された (もう一つはベルリン)。ゲマルケ教会の告白教会会議への貢献および現在に至るまでの歴史については、拙論「戦後ドイツにおけるプロテスタント教会とユダヤ教の対話 ―ヴッパータールの事例から」『一神教世界』第 5 号 49-68 頁を参照。

ユダヤ人とキリスト教徒は「同じ神の民」か？

あらゆる組織体がそうであったように、EKiRにおいてもドイツ・キリスト者たちは一掃された。彼らに代わってEKiRの指導部に就いたのは、ラインラント地域の告白教会の指導的立場にあった人々であった。従って戦後のEKiRは名前こそ以前のままであるが、実態は戦時中の告白教会の後身と見做することができる。ドイツのすべての州教会によって構成される伝統的なプロテスタント教会の最上位機関であるドイツ福音主義教会 (Evangelische Kirche in Deutschland, 以下EKDと略)の指導部に相当する常任委員会が表明した、1945年10月のいわゆる「シュトゥットガルト罪責告白 (Stuttgarter Schuldbekentnis)」に代表されるように、第二次世界大戦後のドイツのプロテスタント教会は、ナチスの横暴とそれに伴うホロコースト等の惨劇に対し、ドイツ・キリスト者による「乗っ取り」などがあったとは言え、キリスト教会あるいはキリスト教徒として相応しい抵抗をしなかったことを反省しているが、この「罪責告白」表明を行ったEKD常任委員たちも、ほぼ全員が戦争中は告白教会の指導者たちであり、「罪責告白」の中にもナチスへ反対したことの「誇り」が共存していることが指摘される<sup>2</sup>。この傾向はドイツ福音主義教会を構成する教会の一つであるEKiRにもそのまま当てはまるものである。しかしEKiRは1946年9月に早くもホロコーストが進行する中で可能な限りユダヤ人保護に努めなかったことを「隣人を愛していない」行為であったと表明し、1948年4月にやはりEKD常任委員会が発表した「ダルムシュタット談話 (Darmstädter Wort)」の先駆けとなっている<sup>3</sup>。このことから、EKiRはドイツのプロテスタントにおいて、「ユダヤ人問題」への意識がもともと比較的高い組織であることがうかがえる。

## 2. RSB採択の背景

RSBがEKiRで採択されたことは、このように第二次世界大戦後のEKiRとは実質的に戦争中のラインラント告白教会の後身であり、戦争中のユダヤ人問題への意識が高かったことを無視して考えることはできないことが指摘される<sup>4</sup>。その一方で、第二次世界大戦終結から35年後の1980年という時点で採択された時代的必然性が問われる向きもあるであろう。

理由の一つ目は、第二次世界大戦後のユダヤ人をめぐる世界情勢である。1956年、

2 vgl. Wolfgang Stegemann, Die Evangelischen Kirchen und das Judentum seit 1945, in: *Walter Fleischmann-Bisten, Evangelischer Bund (Hg.), Im Lichte der Reformation: Christ und Kultur : Generalversammlung des Evangelischen Bundes im September 1988 in Oldenburg*, Göttingen 1989, S. 118 ff.

3 vgl. Fritz Mehnert (Hg.), *Oberbarmer Gemeindegeschichte - Gemark: Wichlinghausen - Wupperfeld - Hatzfeld - Heidt - Heckinghausen*, Wuppertal 2002, S. 257.

4 vgl. Bertold Klappert, Zur Erneuerung des Verhältnisses von Christen und Juden, in: *Evangelische Theologie*, (40) 1980, 3, S. 259.

1967年、1973年以降に起こった、おもにイスラエル国と周辺のアラブ諸国による第二、第三、第四次中東戦争はヨーロッパにも政治上の影響のみならず、理念上の「ユダヤ人問題」を繰り返し想起および再考させることとなり、さらに1960年にナチス政権でホロコースト遂行の実務担当者であったA・アイヒマン（Adolf Eichmann, 1906-1962）が、15年に亘る逃亡の末に潜伏先のアルゼンチンでイスラエルの諜報機関「モサド」によってイスラエルへ拉致され、裁判にかけられた上で処刑されたことが、このことに追い打ちをかける結果となった。

第二に、これらの世界情勢を背景に、ホロコーストとは何だったのかということについて、改めて議論が惹起されることとなった。すなわち、ホロコーストとは単にナチスという稀に見る異質な集団が引き起こした、歴史上一回限りの特異な悲劇なのではなく、時代や地域を問わずあらゆる人間に関わる「正義」、「平和」、「徳」、「善」、「悪」といった根源的な課題と不可分な、現在および将来に亘って再び起り得る出来事として考察すべきであるとの意見が、特に1970年代以降、L・ベック（Leo Baeck, 1873-1956）、E・ヴィーゼル（Elie Wiesel, 1928- ）などのユダヤ人識者たちから提起されたほか、キリスト教神学者やキリスト教を背景とする哲学者、評論家などにおいては、これを神義論的課題として普遍的に再考すべきであるとの問題提起がなされるようになった<sup>5</sup>。そしてドイツのキリスト教会においては、これらの出来事あるいは意見表明の中で、キリスト教会として戦争中のホロコーストに対する総括の再考が、EKDの総会を始めとするドイツの公式の教会会議でも繰り返し議論されるようになっていた<sup>6</sup>。

ただし、ここで述べておかなければならないのは、当時のドイツ連邦共和国（旧西ドイツ）において、ユダヤ人問題について議論することは多分に国際政治的かつ理念的なものになりがちであったということである。というのは、第二次世界大戦中にホロコーストによってほとんどの人々が虐殺されたユダヤ人たちは、当然のことながら

5 vgl. Bertold Klappert, a. a. O., S. 262 ff. 今回、本論文のために参照したRSB関係の諸資料では関連する言及はほとんど見あたらなかったため、補足的な推論として述べざるを得ないが、アイヒマン裁判の一部始終を現地取材したドイツ系ユダヤ人の哲学者ハンナ・アーレント（Hannah Arendt, 1906-1975）が、当時の世相の大半がアイヒマンを自分たちとは異質な殺人鬼であるかのように見做したのとは異なり、すべての人がアイヒマンのような行動を起こす本質的可能性を内在しているとして、哲学的に「悪の陳腐さ」を主張したことはあまりにも有名であり、本論文で取り扱う事柄と決して無関係ではないと思われる。管見であるが、第二次世界大戦後しばらくは少なくともドイツのキリスト教会は告白教会の抵抗の実績などから、ホロコーストに関して教会の責任性や謝罪の必要性に言及しつつも、どこか自らを第三者的な立場とする傾向があったように感じざるを得ない。しかしアーレントの主張の線にある、すべての人間におけるナチスの精神の「当事者性」が議論されるようになると、教会もその「当事者性」を意識するようになったと言えるのではないだろうか。したがってRSBを論じる上で、1960年代以降のアーレントに代表される「ユダヤ人問題の哲学的転換」とでも称すべき新しいホロコースト論を念頭に置くことは不可欠であると考えられる。

6 vgl. Wolfgang Stegemann, Die Evangelischen Kirchen und das Judentum seit 1945, in: Walter Fleischmann-Bisten, Evangelischer Bund (Hg.), *Im Lichte der Reformation: Christ und Kultur : Generalversammlung des Evangelischen Bundes im September 1988 in Oldenburg*, Göttingen 1989, S. 125 ff.

ユダヤ人とキリスト教徒は「同じ神の民」か？

戦後のドイツにおいてきわめて少数であり、たとえば戦後間もない 1950 年代にはドイツの総人口およそ 7 千万人に対して 1 万 5 千人余り（約 0.02%）、1980 年代に至っても総人口およそ 8 千万人に対して 3 万人程度（約 0.04%）であった。シナゴーク（ユダヤ教会堂）の建物が人々に認知されやすい場所にあるような情景は相当程度の大都市にしか見られず、大多数のドイツ人にとってユダヤ人を「隣人」として日常的に意識する機会はほとんどなかったと言ってよい<sup>7</sup>。この点に関しては、RSB もその範疇を大きく超えるものではないことをあらかじめ指摘しておかなければならない。

### 3. RSB の採択

ホロコーストへの謝罪と反省から、教会に限らず政府、民間機関、個人などの様々な次元において、第二次世界大戦の終結直後から、ドイツではユダヤ人との対話が試みられてきた。その一方で殊にキリスト教会におけるユダヤ人との対話の試みに関しては、教会として、もしくはキリスト教徒の何らかの集団や組織として、あるいはキリスト教徒個人としてユダヤ人との対話が様々な形で行われたものの、キリスト教会を挙げて、あるいは大多数のキリスト教徒が強い関心を持ってそれに参与したとは言い難く、またほとんどの対話の試みは、その意味や目的が明確に規定されないまま行われたため、結果的に、一定の成果と呼べるようなものを挙げられないまま「中断」するような形で途絶してしまったとの指摘もある<sup>8</sup>。

このような大勢とは些か異なる行動を取ったのが、EKiR 所属の牧師であり、デュースブルク大学の神学教授でもあった H・クレマース（Heinz Kremers, 1926-1988）である。彼が 1965 年の EKiR 総会において、ユダヤ人との対話にキリスト教会がより積極的に参与するよう提案した結果、EKD におけるユダヤ人との対話に関する研究委員会（Studienkommission）の設置が実現し、その成果は 1975 年に報告書『キリスト教徒とユダヤ教徒（Christen und Juden）』としてまとめられた<sup>9</sup>。この報告は「共通

7 第二次世界大戦終了時には各地のユダヤ人収容所に併せて 20 万人あまりのユダヤ人が生存しており、解放されたが、その多くはポーランド、ハンガリー、チェコスロヴァキアからの移送者だったとされる。ドイツ出身者のうち、収容所からの解放後もドイツに残って生活を再建した者、あるいは亡命先から帰国した者、戦後新たにドイツに居住するようになったユダヤ人の大半は大都市圏に集中しており、かつて数百、数千人単位でユダヤ人が暮らしていた地方の中小都市で、ユダヤ人共同体が戦前並に再建された例はきわめて少なかった（vgl. Micha Guttman, "Normalisierung" unter Polizeischutz? Die Entwicklung der jüdischen Gemeinden in Deutschland und Nordrhein-Westfalen von 1945 bis heute - ein Essay, in: Monika Grübel / Georg Mölich (Hrsg.), *Jüdisches Leben im Rheinland : vom Mittelalter bis zur Gegenwart*, Köln 2005, S. 289 f., 296.）。

8 vgl. Katja Kriener u. Johann Michael Schmidt (Hg.), *Gottes Treue - Hoffnung von Christen und Juden. Die Auseinandersetzung um die Ergänzung des Grundartikels der Kirchenordnung der Evangelischen Kirche im Rheinland*, Neukirchner 1998, S. 22 f.

9 a. a. O., S. 23., Herausgegeben im Auftrag des Rates der Evangelischen Kirche in Deutschland vom Kirchenamt der EKD, *Christen und Juden. Eine Studie des Rates der Evangelischen Kirche in Deutschland*, Gütersloh 1975.

の根 (Wurzeln)」「道程の分かれ」「今日のユダヤ教徒とキリスト教徒」の 3 つの章で構成され、第 2 章「道程の分かれ」で双方の相違に教理、聖書などの観点から言及がなされているものの、第 1 章「共通の根」では「ユダヤ教徒とキリスト教徒は双方を神の民として理解している<sup>10)</sup>」と明言され、1948 年に独立宣言を行った世俗国家であるイスラエル国を「選民の歴史の枠組みの中にある<sup>11)</sup>」とするなど、教理面においても、また政治面においても、賛否はともかく、それまでに見られない形で大きく踏み込んだ内容であると言える。

さらに EKD とは別に EKiR は独自に研究委員会を立ち上げてこの課題に継続して取り組むこととし、クレマースのほか、D・ボンヘッフアー (Dietrich Bonhoeffer, 1906-1945) の友人であり、戦後に彼の思想を広め、その著作の編纂に尽力した、同じく EKiR 所属の牧師である E・ベートゲ (Eberhard Bethge, 1909-2000) にも参画して、1976 年からその活動が開始された<sup>12)</sup>。この委員会には、複数のユダヤ人も委員として招聘され、EKiR 所属の牧師、神学者などの委員と同等の権限を持つ者として作業に携わった。足かけ 3 年に亘る研究活動の成果は論文「キリスト教徒とユダヤ教徒の関係改善のための諸命題 (Thesen zur Erneuerung des Verhältnisses von Christen und Juden)<sup>13)</sup>」として発表され、EKiR に属する各個教会、教区会議、牧師会 (Pfarrkonvent)、教区長会議 (Superintendentenkonferenz) からの提言も受け入れながら意見集約がなされ、1980 年 1 月に開催された EKiR 総会に上程、採択された。すなわちこれが RSB である。以下、その要点を記す<sup>14)</sup>。

1. ホロコーストへの共同責任と罪責
2. 旧約聖書を含む「聖書」の総合性
3. イエスがイスラエルのメシアであることと世の救い主であること、この世の諸民族と神の民との間に立てられた存在であることとの関係性
4. 今なおイスラエルは選民であり続けており、イエス・キリストによって召集された教会は神によってこの選民と結ばれていること
5. 神と人への正義と愛の観点からイスラエルと連帯すること
6. ユダヤ教徒とキリスト教徒がこの世に対し、またお互いに対し、時宜にあって証言をするために、ユダヤ人へのキリスト教伝道を放棄すること

10 a. a. O., S. 21.

11 a. a. O., S. 38.

12 ebd., vgl. Franklin H. Littell, *Die Rolle der Fachleute: Würden Sie auch Rechtsanwälte und Ingenieure als Fachleute bezeichnen?* in: David Bankier (Hg.), *Fragen zum Holocaust: Interviews mit Prominenten Forschern und Denkern*, Göttingen 2006, S. 225 f.

13 vgl. Herausgegeben von Bertold Klappert und Helmut Starck, *Umkehr und Erneuerung: Erläuterungen zum Synodalbeschluss der Rheinischen Landessynode 1980 "Zur Erneuerung des Verhältnisses von Christen und Juden"*, Vluyn 1980, S. 267 ff.

14 Katja Kriener u. Johann Michael Schmidt (Hg.), a. a. O., S. 23. なお、全文の私訳を論文末に掲載する。

ユダヤ人とキリスト教徒は「同じ神の民」か？

7. 神がイスラエルの民を見捨て、教会が彼らを乗り越えているとするキリスト教の言説によるイメージは、それが古くからのものであれ、新しいものであれ放棄すること
8. 創造者への信仰と新しい天と新しい地への希望におけるイスラエルとの共同性

#### 4. RSB の意義

RSB はそれまで行われてきた、ホロコーストへの罪責告白と、それを動機とする贖罪行為としての対話の延長線上にあるものの、キリスト教教理およびキリスト教会の政治的態度に関する論争的な点を、これまで見られなかった形で多分に持つ内容となっている。まず RSB の主張内容を時間軸の観点から整理すると以下ようになる。

- (1)過去：①ホロコーストへの共同責任と罪責の告白
  - ②これまでのキリスト教とユダヤ教の対話路線の肯定
  - ③これまで主張されてきた、ユダヤ教に対する敵対的もしくは侮蔑的なキリスト教会内の言説の放棄
- (2)現在：①イスラエル国の存在を救済史的に肯定
  - ②ユダヤ人側によるキリスト教徒との対話への受容態度の評価
  - ③ユダヤ人は今も神の選民であって、キリスト教徒と同じ神を信じるその証人であると認める
- (3)未来：①ユダヤ人がキリスト教に改宗することを求めない
  - ②終末的希望の共有
  - ③個人、各個教会、教区レベルにおける両者の協調行動と対話の促進

このように整理すると、第一に過去に属する3点については、ホロコーストを中心とした過去の反省という点に関しては異論の余地は少ないであろう。また、前述のように不完全燃焼の感はあるものの、試行されてきた対話路線を肯定する点も納得が行きやすい。しかしユダヤ教に対する批判的な言説を齊一的に否定するのは簡単なことではない。たとえば M・ルター (Martin Luther, 1483-1546) は宗教改革後しばらくはユダヤ人に対して比較的寛容な態度を取り<sup>15</sup>、キリスト教への改宗を期待していたが、晩年にそれが容易ではないことを悟ると一変してユダヤ人に対して攻撃的な態度を表明している<sup>16</sup>。当然のことながらルター個人の性格や、宗教改革期の時代精神あるいは政治状況は重要な背景として考慮されなければならない、また時代性とは関係なくイエスの説いた愛の福音から逸脱することが明白な「敵対的態度」や「侮蔑的行動」

15 vgl. Martin Luther, Daß Jesus Christus ein geborner Jude sei, *WA 11*.

16 vgl. Martin Luther, Von den Juden und ihren Lügen, *WA 53*.



を受け継ぐ必要がないのは明らかであるが、そのような事情を勘案した上でも、「ユダヤ人をキリスト教会に迎え入れたい」というルターの願望を含め、それ以前からキリスト教に伝統的に存在する「ユダヤ人のキリスト教化への希望」を完全に放棄するのは相当な覚悟のいることである。

その一方で、J・カルヴァン (Jean Calvin, 1509-1564) はユダヤ教徒に否定的なキリスト教徒に対し、旧約聖書で神から選民イスラエルに与えられた割礼と律法とは、イエス・キリストの十字架と洗礼のしるし以後も決して無効になったわけではなく、割礼よりも洗礼の方が優れていると主張する人々に反論し、「洗礼と割礼とは同じように厳然とあり、それは内的神秘において、約束において、利益において、効果において最高に適合しているのを見る」と力説している<sup>17</sup>。既述のようにEKiRが改革派の色濃い教会であることを考慮するならば、ルターの行き方よりもカルヴァンのこの意見がRSBのユダヤ人の認容姿勢の背景の一つに数えられると推察してよいであろう。

次に、現在という視点における3点については相当の考慮を要すると言わなければならない。1948年のイスラエル建国は、一般的には多分に政治的問題であって、宗教的にこれを肯定する向きは少ないように思われることが多い。実際に、イスラエル国は自ら政教分離の世俗的民主国家であることを標榜している。しかし前述のEKDの論文「キリスト教徒とユダヤ教徒」では、イスラエル建国の最大の端緒はアウシュヴィッツであること、建国以前からシオニズム運動によってユダヤ人移住が平和的に行われてきたこと、その最大の動機は旧約聖書を根拠にするものであることを理由に、イスラエル国を宗教的存在として肯定している<sup>18</sup>。他方で現実的な懸念は当時も今も続くユダヤ人とパレスチナ・アラブ人との紛争であるが、これに関しては紛争の原因はユダヤ人もしくはアラブ人どちらかだけに起因すると断定すべきではないということが述べられ、キリスト教徒はその和平のために直接的かつ積極的に働きかけること、特にパレスチナのアラブ・キリスト教徒の存在を念頭に置くことが強調されている<sup>19</sup>。

ここでキリスト教徒が最も疑問を抱くのが、ユダヤ人が依然として神に選ばれた民であり続けているという主張であろう。旧約聖書においてイスラエルの民と結ばれた契約は、新約聖書においてイエス・キリストの十字架による新しい契約によって更新されたのであり、選ばれた民とはユダヤ人を含めつつもキリスト教会に取って代わっ

17 cf. Jean Calvin, *Institutio Christianae Religionis IV*, 16, 12-14. この理念の実質化の例としては、改革派を国教としたオランダでは、宗教改革が受容された時点でローマ・カトリックやルター派の信徒が国外追放された一方、ユダヤ人たちには比較的的自由が認められていたことが挙げられるであろう。16世紀当時の商業国家にしてハプスブルク家からの独立を果たしたばかりの共和制オランダにおける政治的あるいは経済的な恩恵がそこにあったということを示し引いたとしても、ユダヤ人認容は改革派ゆえの姿勢であったと認める余地があるであろう。

18 vgl. *Juden und Christen*, a. a. O., S. 38 f.

19 vgl. a. a. O., S. 39 f.

ユダヤ人とキリスト教徒は「同じ神の民」か？

たとするのがキリスト教の伝統的な解釈と見做される<sup>20</sup>。それに対して「キリスト教徒とユダヤ教徒」では旧約聖書において神からアブラハム、モーセ、預言者らに示された契約は継続しており、新約聖書においてもイエスは依然としてユダヤ人を「イスラエルの家」と呼び<sup>21</sup>、パウロもユダヤ人を「神の民」と呼んでいることを援用する<sup>22</sup>。このことから「旧約」すなわち古くからの神と選民イスラエルとの契約は未だ有効であり続けており、「新約」すなわち新しい契約の民キリスト教徒とユダヤ教徒は同じ神の民として併存し得るとしている。

このユダヤ観から必然的に導出されるのが、ユダヤ人を伝道対象すなわちキリスト教への改宗を勧める相手とは見做さないという結論である。伝統的なキリスト教教理からすれば、伝道しなくてもよい人間が存在するという考え方には「イエスの大宣教命令<sup>23</sup>」を引用するまでもなく、やはり抵抗を感じる向きがあるであろう。しかし「キリスト教徒とユダヤ教徒」によれば、ユダヤ人が依然として神に選ばれた民であるならば、彼らは神の言葉の証人なのであって、キリスト教徒と同じ神の言葉を人々に伝える側に立っているのであり、キリスト教徒はこのことを再考すべきだとしている<sup>24</sup>。別言すれば、ユダヤ人は既に神の言葉を伝えられた人々であり、むしろその証言者すなわち伝道する側にいる人々なので、そもそも伝道される必要がないのである。それではキリスト教の洗礼による救済のしるしはどうなるのか、という疑問が残るが、「キリスト教徒とユダヤ教徒」はユダヤ教の多様性、すなわち保守ユダヤ教、改革派ユダヤ教などの存在とともに、「同じ」キリスト教会間でも洗礼の相互承認がない実態もあるキリスト教の多様性にも言及し、共通基盤を sacrament ではなく「神の言葉」としての聖書に置くことで、そもそも総体としての「ユダヤ教徒」と「キリスト教徒」について語ることを達成していると見ることができる<sup>25</sup>。むしろ sacrament に拘泥した場合、まずは無数にあるキリスト教各教派の sacrament 論を総括し、「ユダヤ教徒」と相対する「キリスト教徒」とは何かという定義づけをすることから始めなければならず、ユダヤ教とキリスト教の対話の緒に就くことすら困難を極めることが容易に予想される。したがって「キリスト教徒とユダヤ教徒」および RSB は、教会論や sacrament 論に比して異論の余地が少ない「神の言葉」を共通基盤にしているからこそ、賛否はともかくここまで議論を進めることができたと言える。

20 *Catechismus Catholicae Ecclesiae, Pars Prima, Sectio Secunda, Caput Tertium, Articulus 9, Paragraphus 2, Numerus 781.* (『カトリック教会のカテキズム』カトリック中央協議会、2002年、245頁以下参照。)

21 マタイ 15:24。

22 ローマ 11:2。

23 マタイ 28:18 b-20 a。

24 vgl. *Juden und Christen*, a. a. O., S. 43 f。

25 vgl. a. a. O., S. 35 ff。

## おわりに

これまで述べてきたように、RSB がそれまでのキリスト教とユダヤ教の曖昧な「対話路線」に対して、キリスト教会による、これまでとは全く異なるユダヤ観を提案した画期的な文書であったことには疑いがない。さらに RSB とは一神学者のような個人の意見表明ではなく、一個の独立したキリスト教会、しかも宗教改革以来の伝統と公的性格を有するドイツの教会による組織的宣言であることを考慮するならば、その存在意義とキリスト教界への影響性は決して小さいものではない。実際、EKiR の上部団体である EKD や、ドイツ国内の他のいくつかの州教会もこの後、順次同様の宣言を採択していくことになるが、RSB はその先駆けであった。

当然ではあるが RSB は広範な議論を惹起し、EKiR 自身が関わった RSB についての補完的冊子や書物に収められた論文、あるいは周期的年次に出された声明や論文だけでも今日に至るまで発表されたものは数十に上る。RSB に関する神学的議論と、その具体化に関する賛否両論は今なお熱の冷めることがない。今回は掲載誌の制約上、遺憾ながらこれらを扱うことは叶わなかったので、次の機会の課題とさせていただきます。

最後に、2015 年 1 月、EKiR 総会において発表された年次報告書において、総会議長マンフレート・レコヴスキ (Manfred Rekowski, 1958-) が RSB について以下のように言及していることを紹介して、RSB がなお議論され続ける価値を有していることを提案し、採択から 35 年を経た今、本論文において改めて RSB を取り上げたことの意義を提示する。

我々が EKiR として、最早後戻りなどできない RSB を採択して 35 年を迎える本年、これに言及しないわけにはいきません。当時、私は総会へこの議案を提出するにあたり、大切なのは「学ぶプロセス」であると言いました。つまり、我々は神学的に問いかけることを欠かさず、聖書の文言から新たな発見をすることによってこれに行き着いたのです。この道程は今なお喜びと好奇心に満ちたものであり続けています。宣言は採択されたわけですが、これまでの 35 年というのは、ユダヤ教に対して神学と教会が行ってきた 2000 年あまりにわたる軽視と敵対の伝統に対して、ユダヤ教に学び、ユダヤ教との関係を改善する最初の 35 年に過ぎないのです<sup>26</sup>。

26 Evangelische Kirche im Rheinland, *Bericht über die für die Kirche Bedeutsamen Ereignisse der Landessynode gemäß Artikel 139 der Kirchenordnung erstattet von Präses Manfred Rekowski*, 2015, S. 22.

ユダヤ人とキリスト教徒は「同じ神の民」か？

## 資料：「キリスト教徒とユダヤ教徒の関係改善のために

(Zur Erneuerung des Verhältnisses von Christen und Juden)』

(全文：私訳)

あなたが根を支えているのではなく、根があなたを支えているのです。

(ローマの信徒への手紙 11章 18節 b)

1. 1978年1月12日、ラインラント福音主義州教会総会は「キリスト教徒とユダヤ教徒の対話のために各個教会に送る談話」が採択されたことにおいて、教会とユダヤの民が新しい関係を得ることが歴史的に不可欠であるものとする。
2. 教会がその理由とするのは以下の4つである。
  - (1)第三帝国時代のユダヤ人に対するホロコースト、法的保護の剥奪、迫害、殺害について、キリスト教は共同責任と罪責とを有することを認める。
  - (2)今なお継続中の、イスラエルの救済史的意義（例：ローマの信徒への手紙 9-11章）に関する新たな聖書の観点は、教会闘争との関連によって得られたものである。
  - (3)今なお存続し続けているユダヤの民が、彼らの約束の地へ帰還し、イスラエル国家を樹立したことは、神がご自分の民に示した信義のしるしである（論文「キリスト教徒とユダヤ教徒」第3章 第2、3項参照）。
  - (4)ホロコーストを経験したにも拘わらず、ユダヤ人たちは邂逅、共同学習、共同作業を行う用意があるとしている。
3. 州教会総会は、ドイツ福音主義教会常任委員会の発表した論文「キリスト教徒とユダヤ教徒」およびラインラント福音主義州教会の「キリスト教徒とユダヤ教徒」委員会が発表した、その補足的かつ明確化である「キリスト教徒とユダヤ教徒の関係改善のための諸命題」を歓迎する。

州教会総会はこの両者に謝意を表し、全ての各個教会に対して、この論文と諸命題とによってユダヤ教への集中的な取り組みの端緒を開き、教会とイスラエルとの関係の新たな意識の基盤とすることを勧告する。
4. 上記の理由により、州教会総会は以下のように宣言する。
  - (1)我々は昏迷のうちに、ホロコーストに対してドイツの全キリスト教徒が共同責任と罪責とを負っていることを告白する（諸命題1参照）。
  - (2)我々は「聖書」（ルカ 24:32, 45、Iコリント 15:3 以下）すなわち旧約聖書に対して、それがユダヤ教徒とキリスト教徒の信仰と行いの共通の基盤として感

謝を献げる（諸命題 2 参照）。

- (3)我々はイエス・キリストが、すなわちイスラエルのメシアであり世の救い主としてのユダヤ人であることを告白し、またこの世の全ての民が神の民と結ばれていることを告白する（諸命題 3 参照）。
- (4)我々はイスラエルの民が今なお神の選民であり続けていると信じ、神が結び合わせてくださることにより、イエス・キリストの建てられた教会が神の民に入れられたと信じる（諸命題 4 参照）。
- (5)我々は、ユダヤ教徒によって愛と正義の一致が神の救済の歴史に示されていることを信じる。我々はユダヤ教徒によって正義と愛が我々の全人生に神によって教示されていると信じる。我々はキリスト教徒として、イスラエルに神が働きかけ、イエス・キリストにおいても神が働きかけている、その両方のさまを見るのである（諸命題 5 参照）
- (6)我々は、この世に対し、またお互いに対して、ユダヤ教徒とキリスト教徒はそれぞれの使命において神の証人であると信じる。それゆえ我々は、教会が世界の民に宣教するのと同じようにユダヤの民に向かって証言をするのは認め難いということを得心する。（諸命題 6 参照）
- (7)したがって我々は以下のことを確認する。

数世紀に亘って、ユダヤの民に対する「新たな」聖書解釈が確立されていた。それは、古くからの神の民に新たな神の民が取って代わったという、古くからの神の民に対する敵対的な関係理解であった。選民であり続けているイスラエルへの侮蔑と、彼らを存在しないものと見做す偏見とは、繰り返しキリスト教神学、教会での説教、教会としての行動に、今日に至るまで認められる。我々は、これらのことを通じて、ユダヤの民が物理的（physisch）に解放されることにも罪責を負っていたのである。

それゆえ我々は新約聖書と旧約聖書との未だに解決されたとは言えない関係性を新たに見ることを望み、また「古くから」の「新たな」契約の関係を理解し、学ぶことを希求する。つまりすでに与えられ、成就され、堅くされている契約としてである。それゆえ「新しい」とは「古くから」のものに取って代わるということを意味するのではない。したがって我々は、神の民イスラエルを拒絶すること、あるいは教会がそれを乗り越えたとすることを否認する。

- (8)我々は回心することによって、キリスト教徒とユダヤ教徒が以下のように共に告白することを見出し始めている。

我々は双方とも天と地の創造者としての神を告白し、神ご自身によりアロンの祝福を通じて示されたこの世の日々における祝福された事柄（Ausgezeichnete）

ユダヤ人とキリスト教徒は「同じ神の民」か？

を生きることを知る。我々は共に新しい天と新しい地への希望を告白し、この世における正義と平和のためにキリスト教徒とユダヤ教徒とが証言することと労することに、このメシア的希望の力があることを告白する。

5. 州教会総会は、教区会議に対して、キリスト教とユダヤ教の対話のために議員たちがその使命を果たすよう勧告する。

州教会総会は、新たに「キリスト教徒とユダヤ教徒」委員会が設置され、この委員会でユダヤ人たちと共同作業を行うよう要請されることを教会指導部に委ねる。委員会は、あらゆる事柄において、教会とユダヤ教との関係について当該の問題について教会指導部に助言し、ユダヤ教徒とキリスト教徒の関係に関する新しい論文への理解が深まるよう、各個教会と教区に助言すべきである。

州教会総会は教会指導部に、ラインラント福音主義州教会がどのような型式において、イスラエルにあるキリスト教徒入植地ネス・アンミム (Nes Ammim) に対し、他の教会がすでに行っているように（例：オランダやドイツ連邦共和国における）特別な共同責任を引き受けることができるか試行することを委ねる。

州教会総会は教会指導部に、ユダヤ教徒とキリスト教徒というテーマが適切に学習され、追求され、広く討究されるよう配慮することを委ねる。

州教会総会は、ヴッパータール神学大学 (Kirchliche Hochschule Wuppertal) およびヴッパータール総合大学 (Gesamthochschule Wuppertal) において、「神学、哲学、ユダヤ教史」の命題の範囲で恒常的な講義がなされ、教会指導部はこのことをヴッパータール神学大学およびヴッパータール総合大学に働きかけることを有意義なことであるとする。